

第六次地域管理経営計画書

(三八上北森林計画区)

計画期間 自 令和2年4月1日
至 令和7年3月31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする三八上北森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	2
① 森林計画区の概況	2
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	
イ 主要事業の実績	
(ア) 伐採量	
(イ) 更新量	
(ウ) 保育量	
(エ) 林道の開設及び改良	
(オ) 保護林・緑の回廊	
③ 持続可能な森林経営の実施方向	6
ア 生物多様性の保全	
イ 森林生態系の生産力の維持	
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	
エ 土壌及び水資源の保全と維持	
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	
④ 政策課題への対応	8
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	8
① 機能類型ごとの管理経営の方向	8
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項	
(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア	
(イ) 気象害防備エリア	
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項	
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項	
オ 水源涵養 ^{かん} タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養 ^{かん} タイプに関する事項	
② 地区ごとの管理経営の方向	11
ア 切田地区 (1～6、8～29、31、33～50、53、55、56 林班)	
イ 淋代海岸地区 (155 林班)	
ウ 十和田・奥入瀬地区 (32、51、52、54、57～102、105、108～123、125～136 林班)	
エ 田子地区 (501～557 林班)	
オ 戸来・猿辺地区 (559～561、564～574、576～580、582～601、603～605、607～621 林班)	

カ	野辺地地区 (1055～1079、1101～1103、1326～1330、1343～1354 林班)	
キ	八甲田山東山麓地区 (1401～1454、1488、1527 林班)	
ク	横沢地区 (1092～1093、1133、1238～1239、1241～1250、1260～1267、1272～1282、1230～1325 林班)	
ケ	室ノ久保地区 (1118～1125、1138～1160、1163、1165～1172、1174、1176～1180 林班)	
コ	平沼地区 (1134～1135、1193～1195、1197～1200、1208、1211～1213、1215～1217 林班)	
サ	乙供地区 (1480、1482、1484、1489～1491、1495～1500、1569、1583～1584 林班)	
シ	七戸地区 (1506～1526 林班)	
ス	泊地区 (2001～2047、2140～2141、2201～2204、2206～2217 林班)	
セ	横浜地区 (2088～2120、2367、2369～2371、2373、2375～2379、2382、2384～2385、2390～2392、2395～2402、2407、2661～2668 林班)	
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	----- 15
①	林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	----- 15
②	林業事業体の育成	----- 15
③	民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	----- 15
④	森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	- 15
(4)	主要事業の実施に関する事項	----- 16
①	伐採総量	----- 16
②	更新総量	----- 16
③	保育総量	----- 16
④	林道の開設及び改良の総量	----- 16
(5)	その他必要な事項	----- 17
①	地球温暖化防止対策の推進	----- 17
②	生物多様性の保全（溪畔周辺の整備・保全）	----- 17
③	地域の安全・安心を確保する治山対策の推進	----- 17

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1)	巡視に関する事項	----- 18
①	山火事防止等の森林保全巡視	----- 18
②	境界の保全管理	----- 18
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	----- 18
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	----- 18
①	保護林	----- 18
②	緑の回廊	----- 19
(4)	その他必要な事項	----- 19
①	野生鳥獣との共生及び被害対策	----- 19
②	希少な野生生物の保護	----- 19
③	その他	----- 19

3 林産物の供給に関する事項

- (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 ----- 19
- (2) 木材利用の推進 ----- 20

4 国有林野の活用に関する事項

- (1) 国有林野の活用の適切な推進 ----- 20
- (2) 公衆の保健のための活用の推進 ----- 20

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

- (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針 ----- 20
- (2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項 ----- 21

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

- (1) 国民参加の森林に関する事項 ----- 21
- (2) 分収林に関する事項 ----- 22
- (3) その他必要な事項 ----- 22
 - ① 森林環境教育への取組 ----- 22
 - ② 地域住民や関係機関と連携した取組 ----- 22
 - ③ 地域に根ざした自主的な取組の推進 ----- 22

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 ----- 22
- (2) 地域の振興に関する事項 ----- 22
- (3) その他必要な事項 ----- 23
 - ① 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 ----- 23
 - ② 花粉発生源対策 ----- 23

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなど多様化してきている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林経営管理制度が平成31年度から導入されるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されるなど、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、東北森林管理局は、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進めていくこととする。

なお、当計画区においては、民有林で松くい虫被害が確認されたことから、関係機関と連携した監視等により、森林生態系の保全を図る。また、当計画区内に大手製紙工場や大規模合板工場があることから、国有林材の計画的かつ安定的な供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。さらに、平成23年3月に発生した「東日本大震災」で被災した海岸防災林の復旧に引き続き取り組んでいく必要がある。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、管理経営基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の三八上北森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、三八上北森林計画区における国有林野の管理経営は、第五次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、令和2年4月1日を始期として策定した第六次計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、関係住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画区は、青森県の南東部にあり、下北半島の付け根から八甲田山と十和田湖の東側を経て岩手県境に至る 2 市 8 町 2 村の国有林野 79,189ha を対象としている。

森林については、太平洋岸にある低山帯の防風林から、八甲田山系・高田大岳(標高 1,552m)などの高山帯に及び、スギやアカマツの人工林が 4 割、ブナやヒバを主体とする天然林が 6 割をそれぞれ占めている。

また、当計画区の国有林の 81%は保安林に指定されており、水源涵養^{かん}や土砂流出防備等に重要な役割を果たしている。本計画区には県内でも工業の集積度の高い八戸市が位置しており、この工業地域への水源としての役割を果たしている。

計画区西側にある八甲田山系、十和田湖、奥入瀬溪流周辺は「十和田八幡平国立公園」や「国指定十和田鳥獣保護区」に指定され、十和田湖及び奥入瀬溪流が主たる観光エリアとなっている。さらには、原生的な自然環境や希少な野生生物を保護するための「八甲田山生物群集保護林」や、野生生物の移動経路などを確保するための「奥羽山脈緑の回廊」及び「白神八甲田緑の回廊」も所在している。

林業・木材産業については、古くはブナを始めとする広葉樹材の生産・加工を営む企業が多かったが、近年は、その伐採量の減少等も影響し、専門の工場は数社残る程度である。その一方、近年当計画区内において大規模合板工場や木質バイオマス発電施設等が相次いで設立されており、木材需要が増加していることから、木材の安定供給への期待が高まっている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の約 4 割を占める人工林はスギを主体に造成されてきており、昭和 30 年代以降に造成された森林が多い。その齢級構成は、7 齢級から 12 齢級が 7 割と大半を占める一方、13 齢級以上の比較的高齢級な林分も 2 割強にのぼっている。また、2 齢級以下の若齢林分が 1,000ha 程度分布する。なお、当計画区内の主な樹種の蓄積量は、スギ 4,364 千 m^3 、ヒバ 1,197 千 m^3 、アカマツ 888 千 m^3 、カラマツ 496 千 m^3 、ブナ 3,519 千 m^3 、ナラ 307 千 m^3 である。

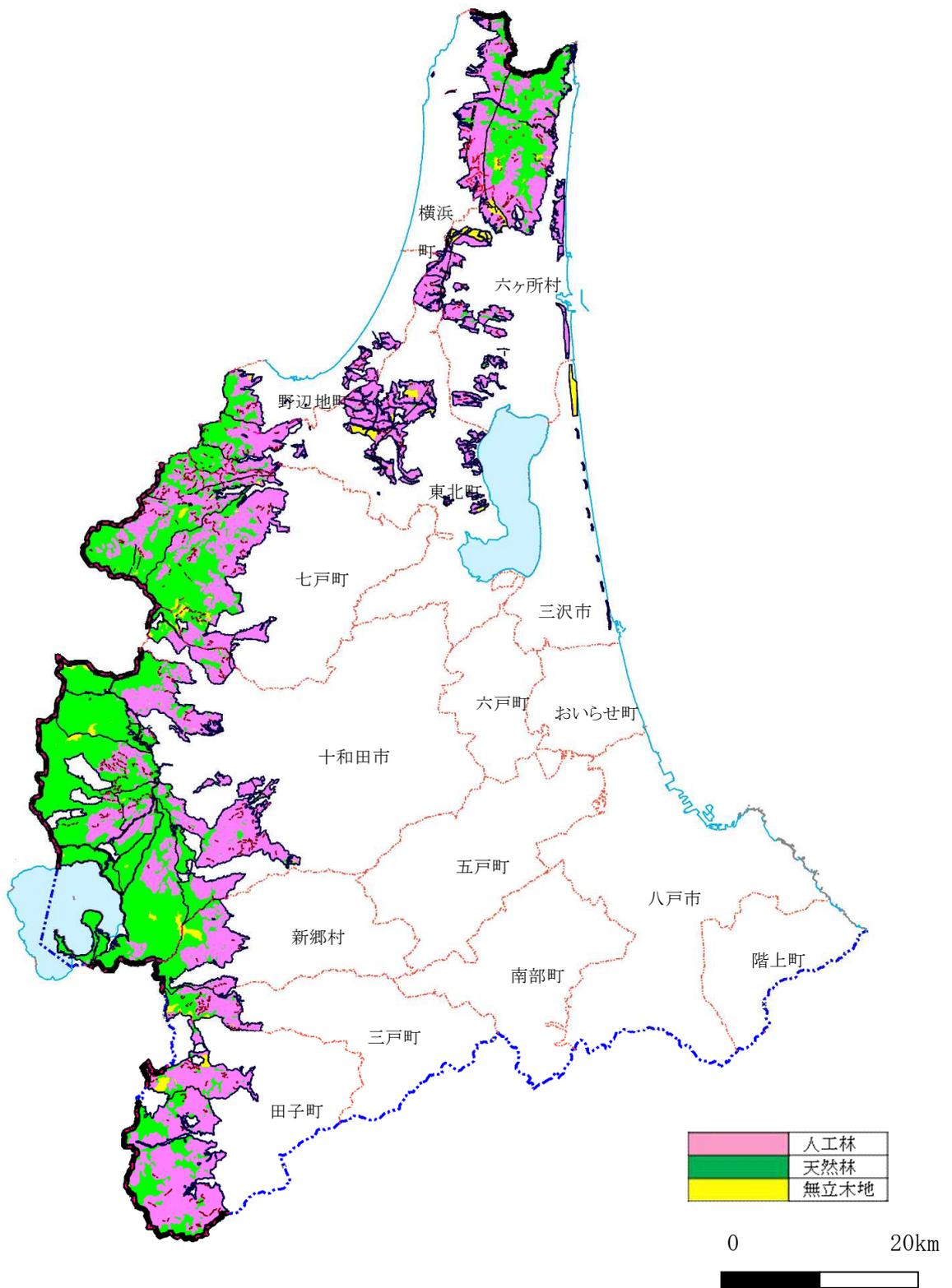


図-1 市町村別人工林、天然林別森林分布図

イ 主要事業の実績

第五次計画（平成 27 年度～平成 31 年度）における当計画区での計画に対する実績は以下のとおりである。

(ア) 伐採量

全体の伐採量は、計画に対し 100%であった。

主伐の伐採量については、計画に対し 106%となった。なお、最終年度の実績として見込んでいる立木販売が多数あることに加え、計画期間の後半に立木販売した箇所の多くは、計画期間終了後に主伐が実施される見込みである。

間伐の伐採量については、計画に対し 95%となった。

(単位：材積 千m³)

	計 画			実 績		
	主 伐	間 伐	臨時伐採量	主 伐	間 伐	臨時伐採量
伐採量	353	548 (8,469ha)	36	376 <88>	521 (5,367ha)	38

注 1) () は間伐面積である。

注 2) 実績の数値については、平成 27 年度～平成 30 年度（前 4 年間）は実績数値、平成 31 年度分（最終年度）は見込み数値である。なお、主伐の< >は最終年度の立木販売の見込み数値（内数）である。

注 3) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木等である。

(イ) 更新量

人工造林については、前計画から持ち越したものを確実に実施したが、予定していた分収育林・分収造林等の入札不調及び伐期延長があったことに加えて、計画期間の後期に立木販売をした箇所の更新発生が第六次計画に持ち越しになったことにより、計画に対し、61%となった。

天然更新については、前計画から持ち越したものを確実に実施したが、伐採取りやめ及び天然更新の完了が第六次計画に持ち越しになったこと等により、計画に対し 81%となった。

(単位：面積 ha)

	計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	932 (194)	143 (38)	571	116

注 1) 計画欄の () は前計画から持ち越した数値（内数）である。

注 2) 実績の数値については、平成 27 年度～平成 30 年度（前 4 年間）は実績数値、平成 31 年度分（最終年度）は見込み数値である。

(ウ) 保育量

下刈については、計画期間後半に立木販売した主伐箇所の主伐と更新が第六次計画

に持ち越しになったこと、現地の実態に即した効率的な作業の実施による実施回数の低減により、計画に対し54%となった。

つる切り・除伐については、現地植栽木の生育状況等を勘案し必要性を検討した結果、計画に対し41%となった。

(単位：面積 ha)

	計 画		実 績	
	下 刈	つる切・除伐	下 刈	つる切・除伐
保育量	3,367	569	1,832	235

注1) 実績の数値については、平成27年度～平成30年度(前4年間)は実績数値、平成31年度分(最終年度)は見込み数値である。

注2) つる切・除伐の実績には、除伐Ⅱ類を含まない。

(エ) 林道の開設及び改良

林道の開設については、豪雨等の自然災害により、当初見込まれていなかった災害箇所への拡張(改良)へ優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

区 分		計 画	実 績
開 設	路線数	22	7
	延長(km)	36.9	7.9
改 良	路線数	—	—
	延長(km)	—	—

注) 実績の数値については、平成27年度～平成30年度(前4年間)は実績数値、平成31年度分(最終年度)は見込み数値である。

(オ) 保護林・緑の回廊

保護林については、平成28年度に森林生態系や個体群の持続性に着目し、分かりやすく効果的な区分を導入して「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」、「希少個体群保護林」の3区分に再編し、「郷土の森」の緑の回廊への編入等により、箇所数及び面積が減少した。

緑の回廊については、「郷土の森」の緑の回廊への編入により、面積が増加した。

	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
保護林	3	3,989	1	3,823

	前計画期首		前計画期末	
	延長 (km)	面積 (ha)	延長 (km)	面積 (ha)
緑の回廊	70	7,344	70	7,508

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林^{もり}」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

なお、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス※に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。

当計画区内の国有林野について、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、希少な野生生物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、主伐、間伐、植栽、保育時等の施業を行う場合も配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林及び緑の回廊の保全・管理
- ・保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期の配慮
- ・溪畔周辺の本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性確保に配慮した施業の実施

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持するため、間伐等の施業を適切に実施するとともに、伐採箇所の確実な更新を行い、もって公益的機能の発揮と森林生態系の生産力の維持を図る。関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・主伐後の適確な更新のための現況確認及び適切な植栽
- ・計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・効率的な森林施業を可能とする路網の整備
- ・コンテナ苗の活用等による低コスト造林に向けた取組

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害及び野生鳥獣による被害、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・山火事を防止するための巡視の実施

- ・ 松くい虫、ナラ枯れ被害等森林病虫害の監視強化及び早期駆除
- ・ 松くい虫被害対策の一環としてマツ林の樹種転換の実施
- ・ ニホンジカに対する監視強化及び必要に応じた被害対策の実施
- ・ 津波により被災した海岸防災林の早期再生

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨や融雪等に伴う侵食から森林を守るとともに、水源の涵養^{かん}のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や、尾根筋や溪流沿い等での森林の存置を行う。関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 伐期の長期化により、長期的に見た裸地状態の面積の縮小
- ・ 尾根筋や溪流沿い等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の適確な更新の確保
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・ 多様な根系の形成を促す複層林施業等の多様な森林づくりの推進

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

森林による二酸化炭素吸収能力を将来にわたり十分に発揮させるため、間伐等を適確に実施するとともに、適切な主伐・再造林による更新を実施する。また、木材の二酸化炭素貯蔵機能や、化石燃料代替機能等を発揮させるため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 計画的な木材生産

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発に取り組む。関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 森林づくり活動のフィールドとして「遊々の森」等の国有林を国民に提供
- ・ レクリエーションの森の利用促進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林^{もり}」として管理経営を行うため、国有林野の関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会の開催による意見聴取
- ・ 国有林モニター制度の活用による、国有林野事業に関する意見聴取

- ・ホームページの充実による情報発信
- ・保護林及び緑の回廊におけるモニタリング調査の継続実施
- ・森林現況の着実な把握

※「モントリオール・プロセス」とは、1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12カ国が参加しており、2007年（平成19年）1月より、我が国が事務局となっている。

④ 政策課題への対応

当計画区では、森林及び林業をめぐる情勢等を踏まえ、

- ・森林の公益的機能の発揮に向けた生物多様性の保全、森林吸収源対策、地域の安全・安心を確保する治山対策
- ・地域の林業・木材産業への貢献に向けた木材の安定供給、民国連携した森林整備
- ・「国民の森林」としての国有林の活用に向けた国民参加の森林づくり等に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行う。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、当計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原生的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養を目的とする「水源涵養タイプ」の5つに区分する。なお、国有林の地域別の森林計画における機能類型と公益的機能別施業森林の対応は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要の施業の結果、伐採・産出される木材については、有効利用を図るとともに、各機能の発揮に支障を及ぼさない範囲での齢級構成の平準化や地域のニーズに応じた主伐を計画的に行い、木材の安定的な供給に寄与するよう努める。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機能類型		公益的機能別施業森林		
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	水源涵養機能維持増進森林 (立地条件により除外する場合もある)	山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林	
	気象害防備エリア			快適環境形成機能維持増進森林
自然維持タイプ			保健機能維持増進森林	山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林
森林空間利用タイプ			保健機能維持増進森林	山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林
快適環境形成タイプ			快適環境形成機能維持増進森林	
水源涵養タイプ				

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに分けて取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

樹高が高く下枝が密に着生しているなど、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

国民の保健・文化的利用に供するための施設または森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象害防止等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

オ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

② 地区ごとの管理経営の方向

当計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 切田地区（1～6、8～29、31、33～50、53、55、56 林班）

奥入瀬川の支流である生内川、片淵川流域に位置し、比較的なだらかな地形で、スギ人工林及びブナを主体とする天然林からなっている。一帯は、十和田火山群の火山性堆積物に厚く覆われ、脆弱な地層であるため、水源涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されることから、主に「水源涵養タイプ」または「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 淋代海岸地区（155 林班）

三沢市の東部、太平洋沿岸に所在するクロマツ人工林からなっている。ほぼ全域が防風保安林に指定され、背後の住宅、農耕地の保全などが期待されていることから、生活環境保全機能を発揮させるため、「山地災害防止タイプ（気象害防備エリア）」に区分して管理経営を行う。

ウ 十和田・奥入瀬地区（32、51、52、54、57～102、105、108～123、125～136 林班）

奥入瀬川上流に位置し、大半が十和田八幡平国立公園に指定されている。奥入瀬溪流等の景勝地が多く、我が国有数の森林レクリエーションエリアとして広く親しまれており、自然環境の保全と保健文化機能の発揮が期待されることから、主に「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 田子地区（501～557 林班）

熊原川流域に位置し、スギ、カラマツ人工林とブナを主体とする天然林からなっている。田子町内の住宅地等の保全や農耕用水の確保のために夏坂ダム、花木ダムが設置され、ほぼ全域が水源かん養保安林や土砂流出防備保安林に指定されている。したがって、水源涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されることから、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ 戸来・猿辺地区（559～561、564～574、576～580、582～601、603～605、607～621 林班）

五戸川、猿辺川流域に位置し、緩傾斜地はスギ人工林、奥地はブナを主体とする天然林からなっている。ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており下流域の農業用水の確保などが期待されることから、水源涵養機能を発揮させるため、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。また、秋田県境周辺は、迷ヶ平自然休養林に指定され、レクリエーションの場として広く親しまれていることから、自然景観の維持等保健文化機能を発揮させるため、主に「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ 野辺地地区（1055～1079、1101～1103、1326～1330、1343～1354 林班）

海岸近くの丘陵林及び烏帽子岳を中心とする山岳林からなり、スギ人工林及びヒバ等の天然林からなっている。烏帽子岳周辺は野外スポーツ地域（野辺地スキー場）に指定さ

れ、広く町民に利用されている。特に、国道4号周辺や馬門温泉及び烏帽子岳登山道等においては、景観の保持が期待されていることから、今後とも保険文化機能を発揮させるため、主に「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、清水目川上流域は土砂流出防備保安林に指定され、清水目ダムの集水域に当たることから、水源涵養機能を発揮させるため、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

キ 八甲田山東山麓地区（1401～1454、1488、1527 林班）

八甲田山系の東側、坪川流域に位置し、下流には天間ダムが、河川沿いにはみちのく有料道路が通っているなど公共施設も多く、ほぼ全域にわたって水源涵養機能の発揮が期待されることから、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ク 横沢地区（1092～1093、1133、1238～1239、1241～1250、1260～1267、1272～1282、1230～1325 林班）

内陸部の丘陵地帯は主にスギ人工林からなっており、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ケ 室ノ久保地区（1118～1125、1138～1160、1163、1165～1172、1174、1176～1180 林班）

六ヶ所村南部の田面木沼及び内沼の上流に位置する丘陵林で、その多くはスギ、クロマツ人工林及び広葉樹二次林からなっており、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、六ヶ所村の東部、太平洋沿岸に所在するクロマツ人工林については、ほぼ全域が防風保安林に指定され、背後の住宅、農耕地の保全などが期待されていることから、生活環境保全機能を発揮させるため、「山地災害防止タイプ（気象害防備エリア）」に区分して管理経営を行う。

コ 平沼地区（1134～1135、1193～1195、1197～1200、1208、1211～1213、1215～1217 林班）

六ヶ所村の南部の田面木沼及び内沼の上流に位置する丘陵林で、その多くはスギ、クロマツ人工林及び広葉樹二次林からなっており、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

サ 乙供地区（1480、1482、1484、1489～1491、1495～1500、1569、1583～1584 林班）

小川原湖西岸から青い森鉄道の東側にかけての平地林及び丘陵林に位置し、その大半はスギ、アカマツを主体とする人工林からなっている。小川原湖周辺は、住居、農耕地等に隣接することから湧水緩和や水質保全など水源涵養機能を発揮させるため、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

シ 七戸地区（1506～1526 林班）

七戸川上流域の八甲田山系の東側に位置し、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されていることから、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ス 泊地区（2001～2047、2140～2141、2201～2204、2206～2217 林班）

六ヶ所村に所在し、下北半島の稜線から太平洋に面し、ほぼ全域が干害防備保安林、土砂流出防備保安林、水源かん養保安林に指定され、また、沿岸沿いの森林は防風保安林として背後の住宅地、農耕地の保全が期待されていることから、山地災害防止機能、水源涵養機能、生活環境保全機能を発揮させるため、主に「山地災害防止タイプ（気象害防備エリア）」に区分して管理経営を行う。

セ 横浜地区（2088～2120、2367、2369～2371、2373、2375～2379、2382、2384～2385、2390～2392、2395～2402、2407、2661～2668 林班）

横浜町の背後に広がる丘陵地帯に位置し、その多くがスギを主体とする人工林からなっており、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、稜線付近は土砂の流出・崩壊防備の山地災害防止機能を発揮させるため、主に「山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防止エリア）」に区分して管理経営を行う。

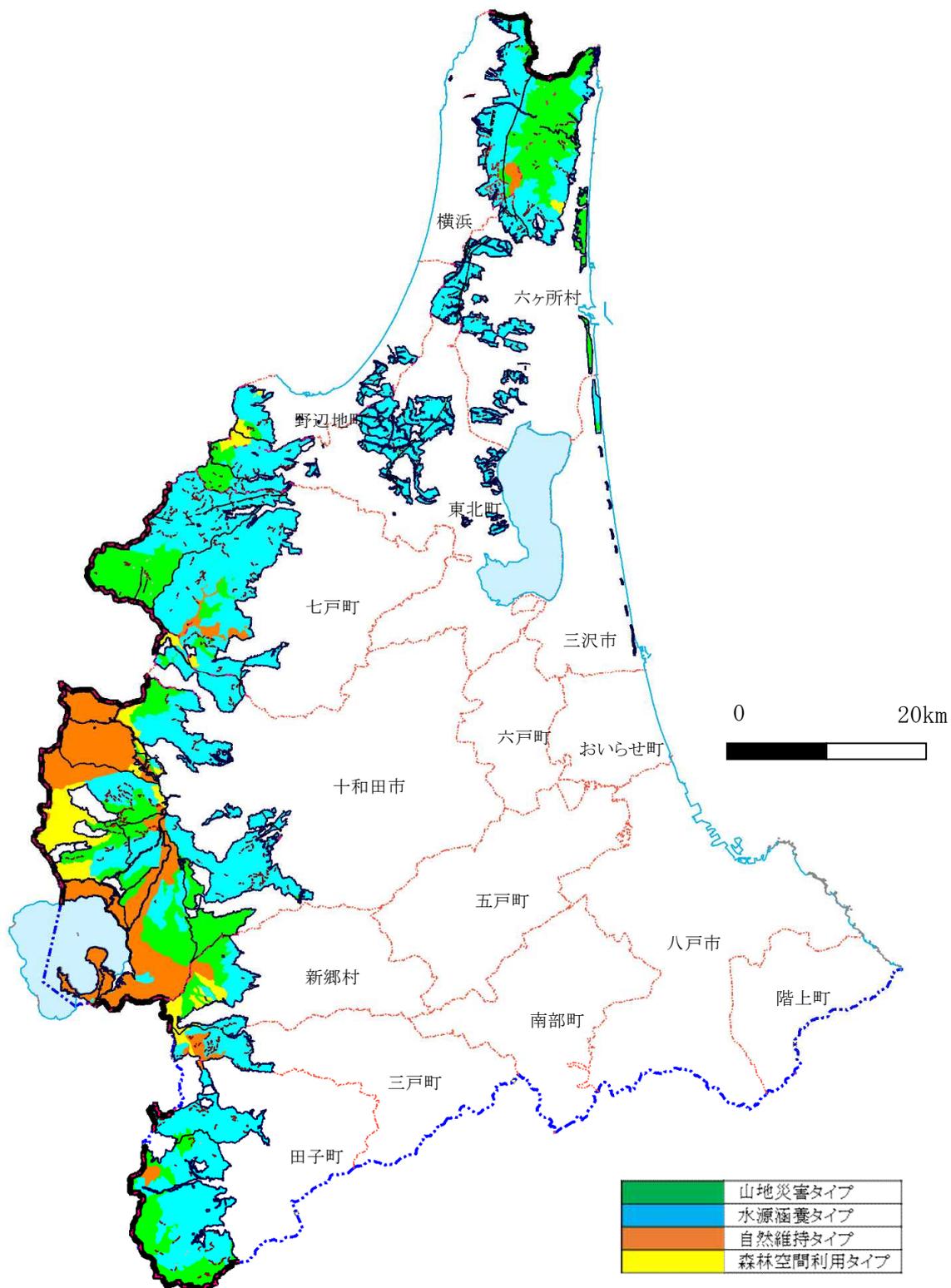


図-2 国有林の機能類型別森林分布図

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、地域の森林・林業の再生、林業の成長産業化に貢献していくため、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、三八上北流域林業活性化協議会等において地域における課題やニーズの把握に努める。それとともに、青森県、市町村、森林組合、林業事業体等と密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進めていく。

特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

具体的には、以下に掲げる事項に重点的に取り組む。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

民有林への普及を念頭に置き、コンテナ苗等による低コスト造林技術や効率的な木材生産手法の開発・実証に積極的に取り組む。特に、効率的な木材生産手法の開発・実証に向けては、林業事業体等と連携した工程管理の分析・改善に積極的に取り組む。

さらに、これらについて現地検討会を開催するなどして民有林への普及・定着を図る。

② 林業事業体の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な事業の発注に努めることにより、事業体の安定的な雇用の確保に資する。あわせて、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

隣接する民有林との連携により双方の事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。

なお、東北町西部地域に設定している森林共同施業団地においては、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等の森林整備の実施、民有林材との協調出荷などに取り組む。

また、森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画との連携を図り、合理的な路網整備に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

各種研修等を活用しつつ専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）等を育成する。森林経営管理制度の導入を踏まえ、県の森林総合監理士等と連携して、市町村森林整備計画の策定など市町村の森林・林業行政への技術的支援に積極的に取り組む。

(4) 主要事業の実施に関する事項

主伐については、現地の状況に応じて小面積・モザイク的に配置された森林を造成するための伐採や育成複層林へ誘導するための伐採を計画するなど、多様な森林整備を推進する。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するとともに、低コストかつ効率的な事業を進めるために、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、現地の状況に応じた適切な列状間伐の実施等に積極的に取り組む。

更新については、低コスト化を図るため、伐採から植栽までを一体的に行う「一貫作業システム」や、コンテナ苗の活用等に取り組む。

保育については、画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即して箇所毎に必要性を判断し、実施回数の低減など保育経費の低コスト化を図る。

林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道については、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。

当計画期間における各事業の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量 (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	400,000	550,000 (8,606ha)	35,000	985,000

注1) () は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	1,089	462	1,552

注) 四捨五入により計が一致しない。

③ 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	2,170	517	2,687

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長(m)	箇所数	延長(m)
計	6	8,940	1	40

(5) その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

上記 1(1)③オに記載のほか、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努める。

具体的には、治山工事において、コンクリートえん堤に使用する型枠に木製パネル式残存型枠や、針葉樹型枠用合板を積極的に利用するとともに、山腹工における土留工、柵工及び水路工等についても木製構造物を活用するなど木材を積極的に利用する。また、林道工事においても、盛土箇所に必要な土留工や柵工等に木製構造物を活用するなど木材を積極的に利用する。

② 生物多様性の保全（溪畔周辺の整備・保全）

上記 1(1)③アのうち、特に、溪畔周辺については、水系への土砂流出の抑制、風致の維持、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子や栄養分の供給、水域における日射の遮断等多くの機能を発揮する場として、公益的機能の発揮上重要な役割を担っている。このため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、森林生態系ネットワークの形成に努める。

この取組のモデル的な河川として、戸来・猿辺地区の大滝沢を選定し、上流から下流にわたる森林の連続性を確保するため、溪畔周辺を「溪畔保全プロジェクト林」に設定し、整備・保全に取り組む。なお、「溪畔保全プロジェクト林」においては、事業の実施等に伴う植生・攪乱等の状況を把握し、検証を行いつつ生物多様性の保全に向けた取組を推進する。

当計画区における溪畔保全プロジェクト林は次の表のとおりである。

溪畔保全プロジェクト林

名 称	設定年度	設定延長 (m)	位置 (林小班)
大滝沢	令和元年度	5,100	戸来岳国有林(592 へ、592 と 1,592 ち、592 り 2,592 よ 4,592 れ、592 そ、592 つ、592 ね、592 な 1,592 ら、592 む 1,592 む 2,592 う 1,592 う 8,592 の 1,593 い 2,593 ろ 1,593 ろ 3,593 ろ 5,593 ろ 6,593 ろ 9,593 ろ 10,593 は 1,593 は 2,593 は 4,593 ほ、593 へ、593 と 1,593 と 2,593 り) 貝守深山国有林(594 い 1,594 い 4,594 ろ、594 へ、595 い 2,595 い 6,595 い 10,595 い 12,595 い 15,595 い 19,595 は、595 に 1,595 に 2,596 い 1,598 ち)

③ 地域の安全・安心を確保する治山対策の推進

人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所については、計画的に治山事業を実施するとともに、集中豪雨等で被災した箇所については、早期に復旧を行う。また、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、流木対策等を推進するとともに、流域保全の観点

から、民有林治山事業や他の国土保全施策と連携し、効果的に治山事業を実施する。さらに、山地の荒廃状況等の情報の提供に取り組む。

海岸防災林の機能を発揮させるため、引き続き東日本大震災の津波により被災した海岸防災林の再生に取り組む。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

日常の森林保全巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。

また、保全管理の実施に当たっては、地元住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等との協力・連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めるとともに、風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設の災害防止、あるいは早期発見に努める。

特に、路網の整備に伴い、ゴミ及び一般産業廃棄物の不法投棄が発生することも想定されるので、不法投棄の未然防止のため、地元住民及び関係機関と連携を図りつつ、随時巡視に努める。

② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎であることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、居住地域周辺等に所在する国有林野については、権原が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、重点的に保全管理する。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

日常の森林保全巡視及び県、市町村等からの情報を得ながら森林病虫害の監視に努める。

松くい虫被害については、当計画区の南部町の民有林において確認されたことから、被害木の早期発見のための監視を強化するとともに、関係機関と連携した被害対策を講じる。

ナラ枯れ被害については、当計画区内では被害が確認されていないが、被害木の早期発見のための監視を強化するとともに、関係機関と連携した被害対策を講じる。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

当計画区には、冷温帯の代表種であるブナやアオモリトドマツで構成され、良好な自然状態を有する「八甲田山生物群集保護林」を設定しており、モニタリング調査等を実施するとともにその結果に基づき、適切な保全・管理を図る。また、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ学術研究フィールドとして提供する。

また、立入が可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか、標識を設置するなど森林生態系や林業等に関する普及啓発に努める。

② 緑の回廊

奥羽山脈から白神山地へ至る 70 km、7,507.87ha を「奥羽山脈緑の回廊」と「白神八甲田緑の回廊」に設定しており、その適切な保護を図る。

緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然生林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保等、野生生物の生育・生息環境の整備を図る観点から、針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努める。

(4) その他必要な事項

① 野生鳥獣との共生及び被害対策

野生鳥獣との共生については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生鳥獣の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮する。

野生鳥獣による被害対策については、関係省庁、県、市町村等と情報を共有しつつ日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

特に、近年その分布が拡大しているニホンジカについては、さらなる分布拡大と被害発生を防止するために、八甲田山系などの「十和田八幡平国立公園」や「国指定十和田鳥獣保護区」内も含め、監視を強化し、分布情報の適確な把握に努める。具体的には、職員のみならず、国有林野で作業を行う事業者や入林者によるチェックシートを活用したニホンジカの分布状況調査等を継続するとともに、青森県の協力要請を受けて設置しているセンサーカメラによる生息状況モニタリング調査を継続して実施する。さらに、必要に応じて連携した被害対策を講じる。

② 希少な野生生物の保護

希少な野生生物については、生育・生息地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮とその保護に努める。

特に、イヌワシ、クマタカ、クマゲラ、オジロワシ等の希少な鳥類については、引き続き営巣情報等の把握に努めるとともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家の意見を聞き、繁殖時期等に配慮し慎重に実施する。

③ その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区においては、スギ等の人工林の資源が本格的な利用期を迎えている。また、大手製紙工場や大規模合板工場及び木質バイオマス発電施設がある。このような状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、安定的・持続的供給に努める。

また、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。その際、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」に取り組む。

あわせて、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、需要者等への供給に取り組む。

さらに、多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、ヒバ、広葉樹等民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的・安定的な供給に努める。

なお、木材需要の急変時には、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握に取り組み、全国的なネットワークを持つ国有林野事業の特性を活かした需給調整機能の発揮に努める。

(2) 木材利用の推進

公共関連工事や施設での木材利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設の新改築をする場合は、率先して木材の利用に努める。

また、地方公共団体等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の促進に寄与する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

なお、国有林野の活用については、公益的機能が発揮されるよう調整を図りつつ取り組む。

また、地方公共団体等との情報交換を密にし、公用・公共用・公益事業のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、林野・土地売払い情報公開窓口及びインターネットを活用し、情報の提供に努める。

(2) 公衆の保健のための活用の推進

自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として設定し、情報発信等により活用を推進する。現在設定している「迷ヶ平自然休養林」、「野辺地スキー場」については、引き続き森林レクリエーションの場として利用促進を図る。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等

により、当該民有林野における土砂流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、民有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動や保全活動を推進するため、国民参加の森林として「ふれあいの森」等 3 か所を設定していることから、引き続きこれらの森林づくり活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努める。その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や、協定の締結等、多様な取組に努める。

ふれあいの森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
生協ふれあいの森 (十和田市)	3.48	谷地国有林(119 は 1)

社会貢献の森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
田中建設工業未来への森 (三沢市)	3.90	浜通国有林(155 ろ 1)

遊々の森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
三本木夢と生命の森 (十和田市)	5.75	幌内山国有林 (79 い 3、い 7、り、ぬ、る 1)

(2) 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。また、川下の需要者である林産企業等に対して、当該企業が原料とする木材の安定確保等を目的として、分収造林制度の活用を積極的に推進する。

さらに、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定を進めるなど、多様な取組を進める。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育への取組

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者、漁業協同組合など、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進する。

具体的には、森林・林業の大切さや必要性についての理解を深めてもらうために、関係団体等とも連携して、地域の小中学校等の要請に対応した森林教室、一般公募による地域住民への森林教室、体験林業等を開催する。

その際、指導者の派遣や紹介等を行うとともに、森林管理局・森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」を通じた情報提供、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供など、波及効果が期待される取組にも努める。

② 地域住民や関係機関と連携した取組

採草放牧地等貸付地の返地の意向が多く寄せられていることなどから、その植生回復に向けて関係機関、地域住民、NPO団体等と連携した植樹活動や、技術支援に取り組む。

③ 地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域の振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署等の情報の提供に努める。

さらに、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用し、幅広い情報の発信を行う。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野を、高性能林業機械の研修、大学・試験研究機関等の学術研究のためのフィールドとして提供するとともに、試験地等を活用して技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

また、効率的な事業の実施に向け、無人航空機などの先端技術の活用に積極的に取り組む。

(2) 地域の振興に関する事項

森林の整備、林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与す

るよう努める。

特に、蜜源を確保するため、伐採区域内にあるトチノキ等で蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、積極的な保残に努める。

(3) その他必要な事項

① 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

奥入瀬川、五戸川及び高瀬川流域、淋代海岸並びに平沼地区沿岸の国有林野は、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づく保全地域に指定されており、水源涵養機能の維持増進、水質の汚濁の防止等に配慮した森林施業を適切に実施する。

② 花粉発生源対策

花粉発生源対策についての社会的ニーズに適切に対応するため、国有林におけるスギの植栽に際しては、可能な限り花粉症対策苗木を使用するよう努める。